附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年三月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和三年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十六号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「十六人」を「十五人」に改める。

附則中第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十七号

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項、同法第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第一項及び第三項、第二十四条の六並びに別表第二備考(一)の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百二十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　装備品、船舶及び航空機（その主要な部分に先進技術又はこれに準ずるものが用いられているものに限る。）の研究改善に関すること。

第百二十九条第五号中「教育課」の下に「、装備体系課」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「航空総隊司令官」の下に「、航空支援集団司令官」を加える。

第六条の二十第二項の表三の項中「航空総隊司令官」を「航空総隊司令官　航空支援集団司令官」に改める。

第十一条の三第五項第一号中「陸上自衛官」を「自衛官」に改める。

第十二条第五項中「三等陸佐」の下に「、三等海佐又は三等空佐」を加え、「百分の十二・三七五」を「百分の十六、百分の十二・三七五、百分の十一」に改める。

第十七条の十五第一項中「八千二百円」を「八千五百円」に改める。

別表第二海上幕僚監部の項の次に次のように加える。

自衛隊サイバー防衛隊	三
(1)　極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が極めて高いものに従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	
(2)　極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が特に高いものに従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。）	二

別表第三航空支援集団司令部の項中「航空支援集団司令官」を削る。

別表第五救急救命処置手当の項中「従事する救急救命士」の下に「又は当該救急救命処置の補助を行う業務に従事する准看護師」を加え、「業務一日につき二千円」を「業務一日につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額　救急救命処置の補助を行う業務　二千円　千円」に改め、同表備考に次のように加える。

四　職員が同一の日において海上警備等手当を支給される業務（防衛大臣の定めるものに限る。）及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの業務及び作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（防衛省組織令等の一部を改正する政令の一部改正）

2　防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和三年政令第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三条の規定による改正後の」を削る。

防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　岸田　文雄